

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：裁判官弾劾裁判所事務局

令和8年6月30日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	59.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.7%
全職員	63.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	—%
本省課室長相当職	—%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	—%
係長相当職	—%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	56.7%
31～35年	—%
26～30年	—%
21～25年	—%
16～20年	—%
11～15年	—%
6～10年	—%
1～5年	—%

【説明欄】

- ・1の「任期の定めのない常勤職員」、「全職員」について相対的に給与水準が高い指定職相当や本省課室長相当職に占める男性の割合が高いことや扶養手当受給者に占める男性の割合が高いことが要因と考えられる。
- ・1の「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について給与水準が高い一部の役職・職種に男性職員が就いていることが要因と考えられる。
- ・2(1)の「指定職相当」、「本省課室長相当職」、「地方機関課長・本省課長補佐相当職」「係長相当職」、2(2)の「1～5年」「11～15年」は、一方の性別の職員が存在しない。
- ・2(2)の「6～10年」「16～20年」「21～25年」「26～30年」は、該当者が存在しない。
- ・2(2)の「31～35年」は、男性職員、女性職員1名ずつが対象であり、特定の職員の給与が推測される恐れがあるため、公表の対象外とする。
- ・2(2)の「36年以上」は、男性職員が全て給与水準が高い管理職職員であるため、相対的に女性職員の給与水準が低くなっている。

- * 役職段階の考え方は以下のとおり。
 - ・ 指定職相当：指定職給料表の適用を受ける職員
 - ・ 本省課室長相当職：行政職給料表（一）7 級から 10 級の職員
 - ・ 地方機関課長・本省課長補佐相当職：行政職給料表（一）5 級及び 6 級の職員
 - ・ 係長相当職：行政職給料表（一）3 級及び 4 級の職員
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- * 月の途中からの休職等により、給与を日割で支給した職員については、勤務日数に応じた算出をしている。
- * 追給・戻入等による支給額の変更を算出の対象としている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	0 %

【説明欄】

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
指定職相当	0 %
本省課室長相当職	0 %
地方機関課長・本省課長補佐相当職	5 0 . 0 %
係長相当職（本省）	1 0 0 . 0 %

【説明欄】

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
全職員	1 0 0 . 0 %

【説明欄】

Ⅴ 職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
全職員	4 5 . 5 %

【説明欄】

VI 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

常勤職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員	
	男性	女性
1 週間未満	—	—
1 週間以上 2 週間未満	—	—
2 週間以上 1 月以下	—	—
1 月超 3 月以下	—	—
3 月超 6 月以下	—	—
6 月超 9 月以下	—	—
9 月超 12 月以下	—	—
12 月超 24 月以下	—	—
24 月超	—	—

【説明欄】

取得対象者がいなかった。

VII 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況

種別	令和7年度
配偶者出産休暇	—
育児参加のための休暇	—
合わせて5日以上の子假を取得した職員の割合	—
平均取得日数	—

【説明欄】

取得対象者がいなかった。

VIII 職員の年次休暇の取得日数の状況

区分	令和7年
全職員	12.1日

【説明欄】

Ⅸ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
全職員	6.4時間／月

【説明欄】

令和8年4月1日現在の職員数を基に算出